

総務教育常任委員会資料

(平成31年2月13日)

〔件名〕

- ・天皇陛下御即位三十年への県の対応について 【総務課】 ··· 1
- ・第1回御代代わり改元対策会議の開催について 【総務課・政策法務課・情報政策課】 ··· 2
- ・公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラムの改定について 【営繕課】 ··· 3
- ・鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の策定について 【資産活用推進課】 ··· 5
- ・鳥取県立夢みなとタワーネーミングライツ（命名権）のスポンサー企業募集について 【資産活用推進課】 ··· 7
- ・「とっとり経済交流セミナー in 関西」の開催について 【関西本部】 ··· 8
- ・甲南大学との就職支援に関する連携協定の締結について 【関西本部】 ··· 9

総務部



天皇陛下御即位三十年への県の対応について

平成31年2月13日
総務課

2月24日に開催される天皇陛下御在位三十年記念式典に合わせ、記帳所設置及び全国植樹祭で天皇陛下にお越しいただいた「とっとり花回廊」の無料開放等により、県民とともに祝意を表します。

なお、5月1日の皇太子殿下の御即位についても、記帳所の設置や記念行事の実施等、県民とともに新たな御代のはじまりをお祝いする機会を検討します。

○ 天皇陛下御即位三十年への県の対応

(1) 記帳所設置

国主催の記念式典に合わせ記帳所を設置し、県民の祝意を受け付ける。併せて、天皇皇后両陛下の第31回豊かな海づくり大会（平成23年）、第64回全国植樹祭（平成25年）御来県時の御写真を展示する。

設置期間 2月21日（木）から2月27日（水）まで 午前9時～午後5時

設置場所 県庁本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所

(2) とっとり花回廊の無料開放及び記帳所の設置

第64回全国植樹祭の式典会場であり、御製碑及び記念展示施設がある「とっとり花回廊」を国の式典実施日の日に、無料開放（入場料を免除）するとともに、記帳所を設置する。

実施期間 2月24日（日）午前9時～午後4時半

実施内容 入園料の全額を免除、無料開放期間中の記帳所の設置

(3) 各庁舎での国旗掲揚

(4) とりネット（鳥取県公式ホームページ）での知事謹話の掲載

○ 皇太子殿下の御即位への県の対応（検討中のもの）

(1) 記帳所設置

(2) 第64回鳥取県植樹祭における記念事業（植樹、メモリアル展示）の実施

(3) 各庁舎での国旗掲揚

(4) とりネット（鳥取県公式ホームページ）での知事謹話の掲載

第1回御代代わり改元対策会議の開催について

平成31年2月13日
総務課・政策法務課・情報政策課

本年5月に元号の改元が行われることに伴い、第1回御代代わり改元対策会議（旧：改元に係る円滑な対応に向けた庁内連絡会議）を2月5日（火）に開催し、県民生活に混乱が生じないよう、改元に伴う連休期間中の県庁業務に係る対応について議論するとともに、本県例規の改正や、県情報システムの改修の方針等について情報共有を図りました。

1 開催概要

- (1) 日 時 平成31年2月5日(火) 午後1時30分～2時20分
- (2) 場 所 県庁第4応接室
- (3) 出席者 総務部長（座長）、行財政改革局長、各部局主管課、企業局、病院局、各総合事務所、教育委員会事務局、警察本部、事務局（総務課、政策法務課、情報政策課）
- (4) 概 要
 - ①改元に伴う連休中（4/27(土)～5/6(月)）の県庁業務に係る対応について意見交換した。

「連休特別相談ダイヤル」の設置

- 改元に伴う連休中において、県民生活に混乱が生じないよう、県民からの相談等を受け付け、必要な対応（電話応対、関係所属への引き継ぎ等）を行う「連休特別相談ダイヤル」を設置すること。
- 危機管理局で運用の「災害情報ダイヤル」電話番号（0857-26-8100）を「連休特別相談ダイヤル」として県民に周知すること。
- 「連休特別相談ダイヤル」は、県庁全体で責任を持って対応する必要があることから、「各部局の管理職+危機管理局の職員」の体制で対応すること。
※ なお、許認可に係る緊急の相談に係る具体的な対応は、相談内容等に応じて、県民にとって利便性の良い事務所（県庁本庁、中・西部総合事務所など）で対応する。

業務実施日（開庁日）を設ける機関

- 県政参画電子アンケートの結果を踏まえ、県立病院、パスポートセンター、県立ハローワーク及び消費生活センターにおいて、改元に伴う連休中に業務実施日（開院・開庁日）を設けるため具体的な調整を進めること。

- ②県例規の改正、公文書における年数表記、県情報システムの改修等に係る検討状況や方針を周知し、情報共有を図った。

県例規の改正

- 元号を改める政令の公布後施行（平成31年4月1日公布、5月1日施行予定）までの間に、条例等県例規の一括改正を行うこと。
※改元に伴う条例改正は、平成30年9月議会で専決対象に追加いただいている。

一般の公文書における年数表記

- 新元号公表後、5月1日以降の年数を表記する箇所には、新元号を使用すること。
- 公文書中の年数表記は、元号表記を原則とすること。
- 文書の内容や性質、宛先等の事情によりわかりやすさの観点から必要があると認められる箇所には、西暦を併記するなど県民に理解しやすい表記に努めること。

県情報システムの対応等

- 本番環境での正常稼働を十分検証した上で、県民生活に影響のあるシステムは5月1日を待たず、改修完了後、速やかに新元号の適用を開始すること。
- システムの不具合発生時の体制（構築事業者との連絡体制や、不具合発生時の連絡・対応手順等）を整備すること。

2 次回開催

新元号公表後の4月上旬を予定

公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラムの改定について

平成31年2月13日
営 繕 課

平成20年7月に策定した『公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム(平成24年3月改正)』について、木造建築物の防火に関する技術革新による建築基準法関係規定の合理化、あるいは県産 CLT、LVL 等新素材や新工法の活用策など、最新の関連規定や木造建築物を取り巻く諸条件を反映させるため改定しましたので概要を報告します。

1 改定概要

木造建築物に係る技術革新及び関係法令の改正・合理化等に伴う全面改定

- 技術革新に伴い合理化された防火基準の適用を明記した。
- 県産新素材(CLT(直交集成板)や LVL(単板積層材)等)の活用に努めることを明記した。
- 県産材を活用した公共建築の整備事例の更新及び新工法を明記した。
- その他、県産材建材の紹介や木造に関する技術的アドバイスを拡充した。

2 プログラムの目的(更新)

鳥取県産材利用推進指針(平成20年8月策定、平成30年3月改定 県産材・林産振興課)に沿って更新

- 公共施設の整備において、県内の森林で伐採され県内で加工した木材(以下、「県産材」という。)を積極的に活用するための基本方針、判断基準、具体的な使い方等を示す。
- 木造化・県産材活用の推進により、森林の持つ環境保全機能の確保及び、木質資源を活かした循環型社会の構築と地域経済の活性化を目指す。

3 基本方針(変更なし)

本県は、次に掲げる基本方針に基づき、県産材の活用を基本とした公共建築の整備を推進し、県産材の魅力と活用方法の情報発信に取り組む。

<公共建築整備基本方針>

- 使用する木材は原則として全て県産材とします。
- 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。
- 建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。
- 木造建物の長寿命化を目指します。

4 その他

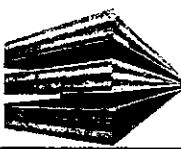
プログラム本編(A4版 61ページ)は県のホームページで公開予定。

(以下、本編から県産新素材・整備事例紹介部分の抜粋)

<県産新素材・新工法の活用>

■ 県産CLT(Cross Laminated Timber)

- 2019年4月より南部町「鳥取 CLT」が生産開始。
- 壁の多い建築物に適する。
- 断熱性が高く、軽量。
- RC造と木造の長所を活かした混構造に最適。



CLT とは、杉などのひき板(ラミナ)を縦維方向が直交するように積層接着した木質系材料。

■ 県産 LVL(Laminated Veneer Lumber)

- 2006年より日南町「オロチ」で生産。
- 家具向け「造作用」と柱、梁等の「構造用」を生産。
- 「構造用」は、軸組工法の柱・梁や大断面構造材など幅広く生産。



LVL とは、ロータリーレース等で切削された单板の縦維方向をすべて平行に積層接着した单板積層材。

■ 県産材活用新工法

- 県産杉製材で構成する木造トラス、杉厚板耐力壁等を開発。
- 従来、大断面集成材等に限られていた大きな空間も県産材で構築することが可能。



林業試験場屋内試験棟

県産杉製材によるトラスと杉厚板耐力壁。

<県産材を活用した公共建築の整備事例>

■ 県産CLTを用いた建築物

(鳥取砂丘ビジターセンター)

- 完成 平成30年7月(オープン10月)

● 県産材使用箇所

柱・梁(杉)、床、屋根(CLT)

- 建築概要

用途 展示施設

所在地 鳥取市福部町湯山

構造／規模 木造(大断面集成材)／2階建

延床面積 893.89 m²



公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム(2019年2月改定) 概要

【目的】県内の公共建築物の整備における県産材活用の基本方針、関連法規の判断基準、具体的な使い方等を示し、積極的な活用を促すことで県産材の需要拡大を推進する。

プログラムの目的 (P2~)

- このプログラムは、公共施設の整備において、県内の森林で伐採された県内で加工した木材(以下、「県産材」という。)を積極的に活用するための基本方針、判断基準、具体的な使い方等を示しています。
- 木造化・県産材活用の推進により、森林の持つ環境保全機能の確保及び、木質資源を活かした循環型社会の構築と地域経済の活性化を目指します。



<主な目的背景>

- 自然環境の保護** 建物に県産材を使用し、環境負荷を抑えるとともに炭素をまちなかに蓄えるという理想的な循環系を生み出します。
- 地域経済の活性化** 関連産業の裾野が広い建物整備を使用し、地域経済の活性化に貢献する。
- 合理化基準の適用** 木造建築物の防火に関する技術革新が進み、建築基準法が合理化されたことへの対応、新素材の活用に取り組む。
- 木造の魅力発信** 公共建築整備において積極的な県産材の使用を推進し、木材の魅力を発信する。

基本方針 (P3~)

- 鳥取県は、次に掲げる基本方針に基づき、県産材の活用を基本とした公共建築の整備を推進し、県産材の魅力と活用方法の情報発信に取り組みます。
- <公共建築整備基本方針>
 - 建物は原則として全て県産材とします。
 - 使用する木材は主要構造部を木造とすることを基本とします。
 - 建物の内外装材、家具等に折衷的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。
 - 木造建物の長寿命化を目指します。

施設整備の流れと木造化決定のタイミング (P4~)

- 「木造化」は、施設規制や整備目的に沿って、法規制による制限を始め、構造安全性や維持管理費を含めにライフルコスト等について他の構造と比較検証を行い、基本設計までに決定する必要があります。
- 施設整備の流れとポイント
 - 1. 施設整備の流れ
 - 2. 基本設計
 - 3. 施設評価
 - 4. ライフサイクルコスト評価
 - 5. 施設運営
 - 6. 終期処理

木造化への判断基準 (P5~)

- 木造化は、計画施設の立地や規模・用途等に対する関係法令上の規制、構法など技術的な適性及び経済性等を総合的に検討して決定します。

木造化に対する適性の検証

- | 法規制・技術基準に対する適性 | 計画地に対する法規制等に基づく防火性能を満たすことが可能な場合 |
|----------------|---------------------------------|
| 防火関係基準 | 用火別遮断 |
| 用途別基準 | 耐火構造
消火栓 |
| 構法別基準 | 建物の規模・形状・工期等により構法について適性を検討。 |

$$\frac{\text{木造とした場合の建設費}}{\text{木造以外で最も一般的な構造とした場合の建設費}} \leq \frac{\text{木造以外で最も一般的な構造としての耐用年数}}{\text{木造としての耐用年数}} \times 1.3$$

- 木造は他の構造と比べ、地盤産業に対するより大きな経済効果とCO₂削減効果が期待できる。
- 「地盤産業の活性化」による経済効果は額と「CO₂排出量」削減効果換算額を加算して額は他の構造の整備費の約3割に相当する。
- さらには、木造による生産説明会が期待できる。
- 地域から生産される木材や、地域の木材加工技術の活用により、地域に対してさらなる経済効果を発揮する。

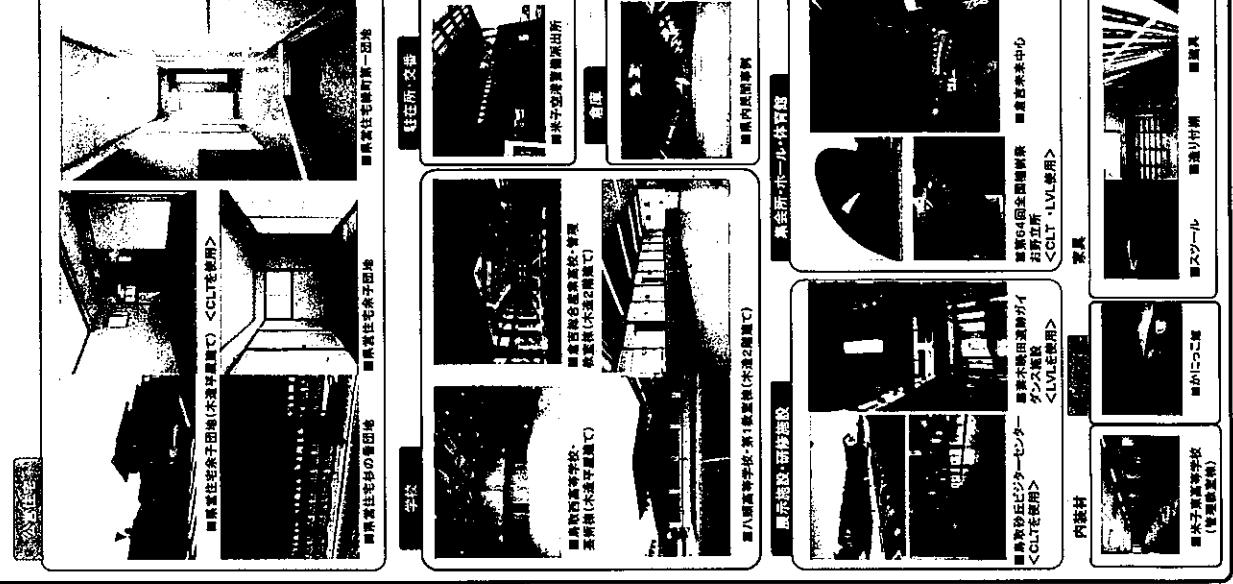
経済性

- 県産材として注目されているCLTやLVLは県産材を材料に県内で生産しています。**
 - 県産CLT**
 - 2006年より日商丸「オロチ」が生産開始。
 - 壁面や内装等に多くの建築物に適応する。
 - RC造などと木造と各構造に適応。
 - RC造などと木造と各構造に適応。
 - Laminated Veneer Lumber (LVL)**
 - LVLは、ローダーリース等の複数の層から成る複合材で、軽量で強度が高いため、軽量化と耐震性を同時に実現することができる。

政策的な判断

- 施設に照らして必要な施設は木造と判断。
 - 既存施設は既存設備を木造に改修する場合、新規設備を木造とする場合。
 - 既存施設も新規設備も木造にする場合、新規設備の費用が既存設備の費用と比較して木造が有利な場合は木造とする。

整備事例 (P53~)



鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の策定について

平成31年2月13日
資産活用推進課

PPP／PFI手法の導入にあたり、県内事業者の事業参画を促進するため、「鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」を策定し、事業者の公募条件や事業者選定における評価などについて配慮することとしました。

今後、県において、PPP／PFI手法の導入を行う際は本方針に沿うこととし、事業者公募の書類への反映はもとより、各事業の市場調査の際などに、参画を検討する事業者に対して、本方針について周知することとしています。

【配慮方針の概要】

1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

- ・「鳥取県PPP／PFI推進地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP／PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。

2 事業者の公募条件

- ・PPP／PFI手法（指定管理者制度を除く）を導入する場合の事業者の公募にあたっては、WTO政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社（SPC）に県内事業者（県内に本店又は主たる事務所を有する事業者）を含めて構成すること及び本店の県内設置を公募条件とする。

3 SPCの発注等

- ・WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、公共工事の入札応募条件の事業規模別の事業者の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者へ発注すること。
- ・WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。

4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

- ・WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点評価項目とする。

PPP…Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。

PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

平成31年1月28日付け総務部長通知

鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針

平成31年1月25日
県有施設・資産有効活用戦略会議決定

本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP／PFI手法を検討することとしている。

PFI手法等を導入する事業の場合、事業規模が概ね10億円以上と金額が大きくなることが多い上、長期的かつ包括的な発注形態であることから、従来の公共施設整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

極めて厳しい財政状況の中で、競争性を確保し、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営を行っていくことが不可欠であるが、本県では、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号、以下「条例」という。）に基づき、県内産業を育成し、県内経済の発展等を実現していく必要もあることから、この趣旨を踏まえ、県内事業者の事業参画を促進するため、本県のPPP／PFI手法の導入に当たっては以下の事項に配慮することとする。

1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県・市町村、経済団体、金融機関で設置した「鳥取県PPP／PFI推進地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP／PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。

2 事業者の公募条件

指定管理者の公募にあたっては、原則として県内に主たる事務所を置く（又は置こうとする）事業者に限ることとし、応募者が限定的であると判断される場合は、競争性を確保するため、県内に事務所を置く（又は置こうとする）事業者に条件を緩和する。

PPP／PFI手法を導入する場合の事業者公募にあたっては、WTO政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社（SPC）は県内事業者（条例第8条第2項にいう県内事業者をいう。）を含めて構成すること及び本店の県内設置を公募条件とする。

3 SPCの発注等

WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第4条の規定に基づき規定された「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」の事業規模別の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者に発注すること。

また、WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。なお、SPCへの融資者についても、県内事業者が参画することが望ましいこと。

4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点評価項目とする。

鳥取県立夢みなとタワーネーミングライツ（命名権）のスポンサー企業募集について

平成31年2月13日
資産活用推進課

県では、県が管理する施設の有効活用によって、施設の知名度向上や運営財源の確保を図るため、公の施設へネーミングライツを導入しているところです。

企業訪問により実施した市場調査を踏まえ、「鳥取県立夢みなとタワー」のネーミングライツについて、公募による募集手続きを開始します。

1 対象施設

鳥取県立夢みなとタワー（境港市竹内団地 255-3）

【施設の概要】

- ・施設内容：展望タワー、展示室（環日本海研究室等）、貸スペース（多目的ホール、会議室等）、物産観光センター等
- ・利用者数：年間約12万人
- ・指定管理者：（一財）鳥取県観光事業団
- ・区分所有者（指定管理対象外）：（株）さかいみなと貿易センター

2 導入スケジュール

2月～3月頃 公募（約1ヶ月間）、入札実施、スポンサー決定・契約

4月～5月頃 愛称看板変更等、看板除幕式

3 募集概要（案）

（1）募集対象企業

県広告事業実施要綱の規制業種（暴力団関係事業者、風俗営業等）に該当しない企業

（2）募集金額

年500万円以上（消費税別）

※施設名の新聞等への露出効果、全国の同種施設の導入例、導入に係る経費（道路標識、パンフレット変更等）を考慮し設定。

（3）契約期間

3年間（契約更新時に優先交渉権を付与。）

（4）愛称の命名条件

・愛称に「夢みなと」を必ず入れること。

※理由：施設設置から20年以上経過し県民に浸透しており、また、周辺施設も「夢みなと」を使用しているため設定。（周辺施設：夢みなと公園、夢みなとターミナル）

・公共施設としてふさわしい愛称であること。

（5）名称変更箇所

施設内看板・施設名表示、道路標識、施設パンフレット、県及び指定管理者のホームページ等

（参考）その他のネーミングライツの導入状況

施設名	スポンサー企業	導入年度（契約期間）	ネーミングライツ料（消費税別）
県民文化会館	（株）鳥取銀行	H20～（3年更新）	1,500万円／年
布勢総合運動公園	コカ・コーラ ポトラーズ ジャパン（株）	H20～（1年更新）	1,000万円／年
鳥取砂丘子どもの国（予定）	（株）チュウブ	H31～（5年）	100万円／年

「とっとり経済交流セミナーin関西」の開催について

平成31年2月13日
関 西 本 部

関西から本県に進出している企業と本県の経済交流の拡大を推進することを目的として、関西で活躍する本県ゆかりの経済人等と、鳥取県内関係者が一堂に会する「とっとり経済交流セミナーin関西」を開催したほか、関西経済連合会との共催による産学連携セミナーの開催、企業展示会への出展等に取り組みました。

1 期 日 平成31年1月16日（水）

2 場 所 帝国ホテル大阪（大阪市北区天満橋1-8-50）

3 出席者 157名（スタッフ職員を除く）

関西からの進出企業、関西経済団体、関西旅行・交通・報道事業者、就職支援等協定を締結する大学、県ゆかりの経済人、その他関西の企業、県内産業支援機関・大学、県内企業、県内市町村長等、県議会議員、県職員

4 概 要

（1）第1部 セミナー

・講演 讀賣テレビ放送株式会社 報道局兼制作局 チーフプロデューサー 結城豊弘 氏
「今問われる伝達力～メディア活用のススメ～」

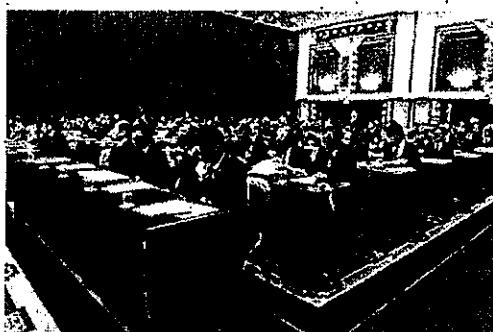
・鳥取県内関係機関の取組紹介（産業技術センター、産業振興機構、鳥取大学、鳥取環境大学 他）

（2）第2部 交流会

・県産食材や特産品を用いたメニューを提供し、参加企業の懇談・マッチングの場を設定

（3）展示・情報発信ブース

出席企業情報、鳥取県の観光情報・移住促進・ふるさと納税等に係る情報の発信・P.R.



（セミナーでの講演）



（交流会）

5 その他の取組

（1）「とっとり発 医療機器開発 産学連携セミナー」の開催

ア 期 日 平成31年1月31日（木）

イ 場 所 関西経済連合会（大阪市北区中之島6丁目2-27）

ウ 概 要 公益社団法人関西経済連合会との共催により、医療機器の開発で積極的に連携している鳥取大学医学部附属病院や県内企業の取組を発表し、関西の企業に對し同病院との連携開発を呼びかけました。

講師：鳥取大学医学部附属病院 新規医療研究推進センター

研究実用化支援部門 准教授 古賀敦朗 氏 他

（2）「第53回NIKKOフェア」への出展

ア 期 日 平成31年2月7日（木）・8日（金）

イ 場 所 あましんアルカイックホール・オクト、都ホテルニューアルカイック（尼崎市）他

ウ 出展内容 [展示] 鳥取県の観光P.R.

[即売] 鳥取市ふるさと物産館、（株）シャルビー、（株）ヘイセイ、田村農園

エ 基調講演「小さくても勝てる～鳥取県からの挑戦～」鳥取県知事

甲南大学との就職支援に関する連携協定の締結について

平成31年2月13日

関西本部

雇用政策課

県出身学生等のI J Uターン就職を促進するとともに、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的として、甲南大学と就職支援協定を締結しました。(大学、県、(公財)ふるさと鳥取県定住機構による3者協定)

今後は本大学と連携しながら、学生に対して鳥取県への就職に関する情報の提供や、Uターン就職を促進するためのイベント等の取組を進めていきます。

1 協定日 平成31年2月4日

2 連携・協力事項

- ① 学生に対する鳥取県内の企業情報、各種就職イベント等の周知
- ② 学内で行う就職相談会、企業説明会等の開催
- ③ 学生の保護者に対するI J Uターン就職に係る情報提供
- ④ 学生の就職に係る情報交換及び実績把握
- ⑤ 県内企業等における学生のインターンシップ受入の支援
- ⑥ 学生の企業理解又は地域理解のための取組
- ⑦ その他学生のI J Uターン就職促進に関すること

3 協定の目的とねらい

甲南大学は8学部、14学科を有する総合大学で幅広い人材を育成しており、協定によりこれらの学生のI J Uターン就職を促進する。

また、大学と地域社会をつなぐ拠点として地域連携センターを学内に設置していることから、鳥取県における「学生の地域理解のための取組」の実施も期待できる。

4 甲南大学の概要

- (1) 所在地 神戸市東灘区岡本8-9-1
- (2) 学部等 文学部(日本語日本文学科、英語英米文学科、社会学科、人間科学科、歴史文化学科)、法学部(法学科)、経済学部(経済学科)、経営学部(経営学科)、理工学部(物理学科、生物学科、機能分子化学科)、知能情報学部(知能情報学科)、マネージメント創造学部(マネージメント創造学科)、フロンティアサイエンス学部(生命化学科)
- (3) 大学院 人文科学研究科、自然科学研究科、社会科学研究科、フロンティアサイエンス研究科、法科大学院
- (4) 学生数 学部9,108人 大学院213人(平成30年5月1日現在)
- (5) 県出身学生数 1年生 9人、2年生 8人、3年生 8人、4年生 11人 計36人
- (6) Uターン就職率 H30.3卒業16.7%、H29.3卒業40.0%、H28.3卒業20.0%、H27.3卒業50.0%

<参考1>本県と県外大学等との協定締結状況(下線は関西の大学:包括協定3校、就職支援協定14校)

包括協定(6校)	就職支援協定(20校)
明治大学(H21.3)	神戸学院大学(H26.2)、立命館大学(H26.7)、武庫川女子大学・同短期大学部(H26.7)、
龍谷大学(H22.7)	関西大学(H26.11)、同志社大学(H27.7)、兵庫医療大学(H27.10)、
京都女子大学(H27.6)	美作大学・同短期大学部(H28.8)、神戸電子専門学校(H28.9)、神戸女子大学(H29.1)、
京都産業大学(H28.10)	神戸女子短期大学(H29.1)、近畿大学(H29.6)、大阪商業大学(H29.6)、
青山学院大学(H30.3)	中央大学(H29.7)、明治大学(H29.10)、専修大学(H30.3)、大阪薬科大学(H30.4)、
中央大学(H30.6)	京都橘大学(H30.7)、神奈川大学(H30.9)、創価大学・同女子短期大学(H30.11)、甲南大学(H31.2)

<参考2>県外大学進学者のUターン就職率の推移

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
25.5%	26.5%	34.6%	31.1%	33.9%	34.3%	34.8%	30.2%

